

令和3年12月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例			
議案番号	議案第114号	議案名	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について					
目的	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が令和3年8月4日公布され、令和4年1月1日施行されることに伴い、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正するもの。							
内容	<p>1 概要</p> <p>国民健康保険の被保険者が出産した際に世帯主に支給される出産育児一時金の額は40.4万円、これに産科医療補償制度の対象となる出産の場合は1.6万円を加算し、総額42万円となっている。</p> <p>令和4年1月1日より産科医療補償制度の掛金が1.2万円に引き下げられることとなったが、社会保障審議会医療保険部会において少子化対策としての重要性に鑑み出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべきとされたことに伴い、出産育児一時金の額を現行の40.4万円から40.8万円に引き上げるもの。</p>							
	<p>(現行)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">出産育児一時金 40.4万円</td> <td style="text-align: center;">加算部分 1.6万円</td> </tr> </table> <p>(改正後)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">出産育児一時金 40.8万円</td> <td style="text-align: center;">加算部分 1.2万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">合計42万円</p>					出産育児一時金 40.4万円	加算部分 1.6万円	出産育児一時金 40.8万円
出産育児一時金 40.4万円	加算部分 1.6万円							
出産育児一時金 40.8万円	加算部分 1.2万円							
<p>2 被保険者への影響</p> <p>出産育児一時金の総額42万円は変わらないが、加算部分(産科医療補償制度の掛金)が0.4万円減少した分、被保険者への給付が増えることになる。</p> <p>(参考)産科医療補償制度</p> <p>通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった小児に補償金3,000万円を支払い、小児及び家族の経済的負担を速やかに補償し、分娩機関との紛争の防止・早期解決を図るというもの。分娩機関が運営組織と契約し保険料(現行1.6万円)を支払うと出産費用が上昇するため、出産育児一時金の支給の際、保険料相当額を加算している。</p> <p>国内分娩機関の加入率は99%以上。</p>								
補足事項	加算部分を規定している琴浦町国民健康保険出産育児一時金給付規則も併せて改正する。							